

仕組債新商品の取扱い開始について

あおぞら銀行では、2018年1月29日（月）より仕組債の新商品の取扱いを、下記のとおり開始することをご案内いたします。

今後ともお客様の多様なニーズにお応えできる商品・サービスのご提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 商品概要

商品名称	デュアル・カレンシー債(円償還条項付)
取引態様	金融商品仲介（委託金融商品取引業者：あおぞら証券株式会社）
発行通貨	円
参照為替レート	円/米ドル、円/豪ドル
利息の支払通貨	円
早期償還時の償還金支払通貨	円
満期償還時の償還金支払通貨	円または外貨（米ドル/豪ドル）
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 購入代金の払込、利息および早期償還時の償還金の支払は円で行われ、満期償還時の償還金の支払は参照為替レートの推移により円または外貨（米ドル/豪ドル）で行われる。 為替レートの変動リスクをとることにより一般的な同期間の円建債券と比較して、高い金利を得られる可能性があるが、為替変動の影響を受け損失が生じる場合がある。

※ご契約に際しては、契約締結前交付書面等を必ずご確認ください。

2. 商品選定理由

当行では、日経平均株価など株価指数を参照とする仕組債を中心にご提供し、継続的にお客様にご支持いただいております。本商品は、参照指数（為替レート）や償還時の損失発生仕組等にこれまでの取扱商品と異なる特徴があることから、仕組債での運用をご検討されるお客様に、より幅広い選択肢をご提供できるものと考え、採用することとしました。

以上

<お問合せ先> （受付時間 9：00～17：00※土・日・祝日を除く）

【お取引店】

本店	0120-096-231	上野	0120-268-231	京都	0120-101-860
札幌	0120-107-231	池袋	0120-099-511	大阪	0120-234-531
仙台	0120-198-231	千葉	0120-400-586	梅田	0120-812-468
新宿	0120-126-231	横浜	0120-458-084	広島	0120-550-430
日本橋	0120-031-608	金沢	0120-283-430	高松	0120-512-311
渋谷	0120-050-353	名古屋	0120-321-876	福岡	0120-100-835
フィナンシャルオアシス自由が丘（渋谷支店自由が丘出張所）			0120-036-600		
インターネット支店（*）（あおぞらホームコールで受け付けます。）			0120-250-399		

*受付時間 9：00～19：00（土・日・祝日を除く）

【金融商品仲介について】

- 金融商品仲介業務とは、銀行等が金融商品取引業者の委託を受けて、金融商品取引の媒介、有価証券の募集の取扱い等（勧誘等）を行い、お客さまと金融商品取引業者を当事者とする金融商品取引を成立させる業務です。当行は、あおぞら証券からの委託を受けて、取引の媒介（勧誘等）を行います（お客さまの取引の相手方は、あおぞら証券となります）。
- 当行で金融商品仲介業務における取扱商品をご購入いただくためには、あおぞら証券に取引口座を開きいただく必要があります。なお、取引口座に口座管理料はかかりません。
- 適切な情報提供や資産運用のご提案などを行うために、投資のご経験や運用の方針などをヒアリングさせていただきます。これらの内容によってはご購入いただけない場合があります。
- お客さまに関する情報は、お客さまが取引口座を開設するあおぞら証券と当行との間で共有させていただきます。
- ご購入に際しては、契約締結前交付書面および目論見書をお渡ししますので、十分にお読みいただき、必ず内容をご確認のうえ、ご自身の判断と責任でお申込みください。契約締結前交付書面および目論見書は、当行本支店にご用意しております。
- 金融商品仲介業務における取扱商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
 - ＜登録金融機関＞
商号等：株式会社あおぞら銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第8号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
 - ＜委託金融商品取引業者＞
商号等：あおぞら証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1764号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【仕組債に関するご注意点】

- 当行取扱いの仕組債は、金融商品仲介業務における取扱商品です。
- 当行取扱いの仕組債には、店頭デリバティブ取引等に類する複雑な仕組みの商品も含まれます。
- クーポン（利率）が、参照する株価指数、為替レート等に連動して決定される場合があります。この場合、結果的に市場実勢に比べ、低クーポンでの運用が継続するおそれがあります。
- 元本の保証はありません。
- 償還価格や償還金の支払通貨が償還時に参照する株価指数、為替レート等に連動して決定される場合があります。償還時の株価指数、為替レート等が所定の水準以下に下落するもしくは所定の水準以上に上昇する等により損失が生じ償還額が投資元本を大きく割り込むおそれがあります。また、購入単価が100円を超えている場合には、償還時に償還差損が発生します。
- 仕組債の価格は、市場の金利水準、参照する株価指数、為替レート等の変化等により変動しますので、償還前に売却する場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- 発行体の信用状況の悪化等により、元利金の支払いが受けられない場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込む、又は投資元本を喪失するおそれがあります。
- 外貨建仕組債の円換算金額は、外貨建価格に変動がない場合であっても、為替レートの変化に応じて変動します。したがって、中途売却あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損により円換算での投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- デュアル・カレンシー債の場合、利息および早期償還時の償還金は円貨で支払われ、満期償還時の償還金は円貨または外貨で支払われます。外貨で支払われる場合、日本円で換算した満期償還額が投資元本を大きく割り込むおそれがあります。
- コーラブル債の場合、発行者の判断により、額面金額で早期償還される可能性があります。この場合、早期償還日以降の利息をお受取りになれません。また、元利金を繰上満期日以降に再投資されても、当該債券の利息等と同等の運用成果を得られない可能性があります。
- 信託社債形式の仕組債においては、信託財産となる証券の発行者、預金の預入金融機関又はデリバティブ契約の相手方の財務・経営状況の悪化等により、元利金の支払いが受けられない場合には、損失が生じ投資元本を大きく割り込む、又は投資元本を喪失するおそれがあります。
- 運用による損益は、すべて、仕組債を保有するお客さまに帰属します。
- ご購入時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 利払い、償還等が外貨で行われ、当行または他行において外貨と円貨を交換する場合には、当行または他行が決定する手数料がかかります（当行では外貨と円貨の交換ができない通貨があります。また、あおぞら証券では外貨と円貨の交換をしておりません。）。
- 私売出または私募の仕組債には、当該債券を取得し又は買付けた者がその取得又は買付けに係る当該債券を一括して譲渡する場合以外に譲渡することが禁止されている旨の制限が付されています。
- 仕組債は金融商品取引所その他日本国内外の取引所に上場されておらず、流通市場も確立されていないため流動性が低く、買取価格の提示がすぐにできない場合や償還前の売却ができない場合があります。

株式会社あおぞら銀行